

当行の考え方

● 取締役会(2023年度開催回数:16回)

取締役会は、取締役9名(うち社外取締役3名)で構成され、「株主総会の負託により経営の執行を行う最高意思決定機関」としており、法令または定款に定める事項や経営に関する事項等を決定するとともに、取締役の業務執行を監督しています。

【取締役会で議論された主な審議事項】

取締役会では、当行自らの気候変動対応の高度化を図るとともに、当行及び地域を持続可能なものとすることを目指したTCFD提言への賛同表明や人的資本経営と企業理念の実現に向けた人材育成方針の制定、自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引による自己株式の買付け等について議論・協議等を行いました。

● 監査役会(2023年度開催回数:13回)

監査役会は、監査役4名(うち社外監査役3名)で構成され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議または決議を行っております。また、監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役会の意思決定のプロセスならびに業務執行状況の監督及び監査を行っております。

● 経営会議(2023年度開催回数:33回)

経営会議は、取締役及び部長、室長で構成され、経営に関する重要な事項について協議を行っております。なお、常勤監査役は、経営会議に出席することを要するとともに、社外取締役及び社外監査役は経営会議に出席することができることとし、必要に応じて意見を述べる体制としております。

● 経営評価委員会(2023年度開催回数:1回)

経営評価委員会は、外部の有識者、頭取及び当行役員等で構成され、当行の経営戦略及び方針に対する客観的評価及び助言について総合的な検討を行っております。

● 各種委員会(業務執行委任)

取締役会は、当行の内規に基づき、様々な業務をリスク管理委員会、コンプライアンス委員会、ALM委員会、サステナビリティ委員会等の各種委員会及び各業務部門に委任しておりますが、その執行状況の適切性・有効性を検証・評価する内部監査部門として、業務監査部を設置し、相互牽制を行っております。

● 独立社外取締役の有効な活用

当行の中長期的な企業価値の向上と持続的な成長に向けて、社外での豊富な経験と高い見識を活かし、独立した客観的な立場から実効性の高い監督を行うことが可能な独立社外取締役による積極的な貢献が求められます。

2024年6月より、当行を取り巻く環境を総合的に勘案し、社外取締役を拡充(2名→3名)しました。選任にあたっては、職務に必要な知見・経験や能力を有しているほか、当行の経営課題に対する積極的な提言や問題提起、経営の監督機能を発揮するため、当行からの独立性の確保を重視しております。また、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に加え、多様性の拡大や組織パフォーマンスの向上に向け、女性役員(独立社外取締役)を新たに選任しました。

社外取締役の選任理由

氏名	選任の理由
西山 芳久	鹿児島県の実業を歴任され、退職後も鹿児島県代表監査委員を務めるなど、その経験と見識を社外取締役として当行の経営全般に反映していただくため、社外取締役に選任しております。 また、当該社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が定める基準に該当していないことから、当行は、同氏が独立性の高い立場にあると判断し、独立役員として指定しております。
逆瀬川 尚文	株式会社南日本新聞社の要職を歴任され、その経営者としての豊富な経験と高い見識を社外取締役として当行の経営全般に反映していただくため、社外取締役に選任しております。 また、当該社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が定める基準に該当していないことから、当行は、同氏が独立性の高い立場にあると判断し、独立役員として指定しております。
山縣 由美子	株式会社南日本放送のキャスターとして培われた経験に加え、国立大学法人九州大学の理事を務めるなど、その豊富な経験や知見を社外取締役として当行の経営全般に反映していただくため、社外取締役に選任しております。 また、当該社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が定める基準に該当していないことから、当行は、同氏が独立性の高い立場にあると判断し、独立役員として指定しております。

当行の考え方

● コンプライアンス(法令遵守)体制

当行ではリスク管理と共に、コンプライアンスの徹底についてもコーポレート・ガバナンス上の重要な経営課題として取り組んでおり、その日常管理については委員長を頭取とし、取締役、監査役および本部部長、室長により構成される「コンプライアンス委員会」を組織してこれに委託し、コンプライアンス上の課題について、集中的に協議・検討しています。

コンプライアンス組織体制



● マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の防止

当行グループは、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の防止(以下「マネロン・テロ資金供与等の防止」という。)による犯罪抑止について、国際的共通課題であるとの認識の下、マネロン・テロ資金供与等の防止を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置づけ、関係法令等を遵守し対応を行ってまいります。

● 金融ADR制度

金融分野における裁判外紛争解決制度(Alternative Dispute Resolution)は、訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡易・柔軟な紛争解決が期待されます。金融ADR制度では、苦情処理と紛争解決の両方を対象とする制度として整備されています。
※当行が契約している銀行法上の指定紛争解決機関

一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 **0570-017109** または **03-5252-3772**

● リスク管理体制

金融機関の業務が急速に多様化・複雑化している中、当行では、経営の健全性の維持・向上の観点から、リスク管理を経営の重点課題と位置付け、その高度化に努めています。

このため、当行では、各種リスク管理の方針、管理基準について規定した「リスク管理基準」に基づき運営していることのほか、さまざまなリスクを統合的に管理し、業務の健全性と適切性を維持し安定した収益を確保するための体制整備を行っております。

管理の対象としているリスク

管理するリスクの種類	概要
信用リスク	お取引先(ご融資先)の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスク
流動性リスク	予期せぬ資金の流失などにより損失を被るリスク
市場リスク	金利・為替・株式等の相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し損失を被るリスク
オペレーショナルリスク	役職員が正確な事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク システムの不備・誤作動・不正使用などにより損失を被るリスク 当行および役職員が取引先などとの法律関係や当行の法令等違反により損失を被るリスク 当行の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること等により損失を被るリスク 犯罪・自然災害等の偶発的要因から発生した事件・事故等により損失を被るリスク

● 当行のリスク管理体制

